

## 高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金交付要綱

令和元年 9 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高岡市に居住する幼児教育・保育施設を利用する者の教育・保育等（保育にあつては保育必要量の範囲内のもの）における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用（以下「副食費」という。）として保護者が支払うべき費用を軽減することで子どもの健やかな成長を支援することを目的とし、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱に定める用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の例による。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、教育・保育施設を利用する子どもが、副食の提供を受けた場合に、次条に定める該当子どもの保護者（以下「補助対象保護者」という。）に対し、予算の範囲内で高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。ただし、補助対象保護者が、あらかじめ在園施設が補助金を代理受領することに同意している場合は、副食費の軽減を実施する施設の設置者（以下「設置者」という。）に補助金を交付できるものとする。

(補助対象保護者)

第 4 条 補助対象保護者は、高岡市内に住所を有し、教育・保育施設を利用する子どもに係る保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特定子ども・子育て支援を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であつて、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である者もしくは子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第15条の3第2項に規定する市町村民税額を課されない者に準ずる者
- (2) 特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であつて、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（以下この号において「小学校第3学年終了前子ども」という。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）で施設等利用給付認定子どもがいる者
- (3) 特定子ども・子育て支援を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者と生計を一にする第3子以降の子どもに係る施設等利用給付認定保護者であつて、市町村民税所得割合算額が211,201円未満である者

(4) 法第19条第1項第1号に該当し、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする第3子以降の子どもに係る教育・保育給付認定保護者であって、市町村民税所得割合算額が211,201円未満である者

(5) 法第19条第1項第2号に該当し、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする第3子以降の子どもに係る教育・保育給付認定保護者であって、市町村民税所得割合算額が169,000円未満である者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象児童に係る副食費で、1人当たり月額4,500円又は補助対象保護者が施設等に対し支払うべき副食費相当額のいずれか低い額とする。また、児童1人あたりの補助限度額は、児童1人あたり月額4,500円に補助対象月数を乗じて得た額を限度とする。

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象保護者は、高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に副食費の支払済額が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付又は変更交付を受けようとする設置者は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金(変更)交付申請書(様式第2号)

(2) 高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金調書(様式第3号)

(3) 副食費減免に関する調書(様式第4号)

(4) 園則その他の徴収している副食費の額を明らかにする書類

(交付決定等)

第7条 補助金の交付及び変更交付に係る申請を受理したときは、第4条の規定に該当するかを審査し、補助金の交付又は変更交付の可否について決定し、その旨の当該申請を行った補助対象保護者又は設置者に、高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、軽減措置完了後速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金実績報告書(様式第6号)

(2) 高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金実績内訳書(様式第7号)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、当該書類を審査し、適合すると認めるときは高岡市幼児教育・保育施設等副食費軽減事業費補助金確定通知書(様式第8号)により補助金の額を確定し、その旨を事業者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。